

法廷地選択条項の合意に関する CISGの解釈と適用

松永 詩乃美

本稿は、国連国際物品売買条約（CISG）が適用される国際売買契約に関して、当事者が用いる裏面約款に規定された裁判管轄条項を合意したのかどうかについてCISG19条がどのように解決するのかを書式の闘いの視点も取り入れながら検討をする。周知の通り、CISG19条は書式の闘いの場合に当事者で食い違う契約条項が契約内容を実質的に変更するようなものではないとして成立させた契約について、その内容確定についてはいわゆるlast shot ruleを採用するものである。ところが両当事者が約款中の裁判管轄条項について実質的に変更するものと判示する事例が多いため、CISG採択後の立法や研究で支持されているknock-out ruleの解決から説明できるのかについても考察をする。

キーワード：国連国際物品売買条約、CISG、国際売買契約、約款、書式の闘い、裁判管轄条項（法廷地選択条項）、国際裁判管轄合意

〔目次〕

- I はじめに－問題の所在－
- II 法廷地選択条項の合意とCISG19条
- III 裁判例 New Excelsior, Inc. v. Amut Dolci Bielloni Srl, 判決
 - 1 事実の概要
 - 2 争点
 - 3 裁判所の判断
 - (1) 結論
 - (2) CISGの適用の有無
 - (3) CISGによる契約の成立時期について
 - (4) イタリアの裁判所を管轄とする排他的法廷地選択条項の有無
- IV 検討
 - 1 判決の立場の整理と問題点
 - 2 法廷地選択条項をめぐる書式の闘いとCISG19条におけるknock-out ruleによる処理の可能性
- V おわりに

I はじめにー問題の所在ー

本稿は、国際売買契約の契約締結に際して用いられる、各当事者が自社であらかじめ作成した標準契約約款と呼ばれるいわゆる約款中の裁判管轄条項の合意が書式の闘いの問題として生じる場合に焦点を当て、その合意の有無の判断について最近の裁判例を契機として検討をするものである。そもそも契約締結に際して約款が用いられるのは、契約内容が複雑で詳細かつ特定のなものとなる長期契約とは異なり、一回限りの売買契約のようなものは、大量で画一的に契約をするための利便性があるからだと説明される。このような裏面約款を用いて契約するような国際売買契約では、準拠法条項や国際裁判管轄に関する条項が含まれるのが通常である。そのため、このような国際私法上の性質を有する契約条項は、当事者の裏面約款に記載されている内容が違っていることが非常に多い。しかしながら、契約交渉から契約締結までにこのような条項について当事者によって意識されることは決して多くはなく、契約締結後に問題が生じて訴訟をする等の際にこれらの条項をめぐって争われることになる。日本も加入している国連の国際物品売買条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods：以下CISGと略する）が適用される国際売買契約においては、契約書中の法廷地選択条項について一方当事者が合意していないと主張し、その法廷地選択条項について合意がなされていたかが問題となる。この問題に関するこれまでのCISGが適用された裁判例を見ると、「変更を加えられた承諾」に関するCISG19条に基づいて当該法廷地選択条項について合意がなされ、それが契約の内容となっていたかが検討されてきた¹⁾。すなわち、当事者の約款に食い違う部分がある場合に契約の成立や契約内容確定が問題となる書式の闘い（Battle of forms）²⁾の問題の中の一つとして扱われてきたのであった。

ところで、そもそも、管轄合意は、例えば日本で言えば民事訴訟法3条の7第1項及び2項において書面によりいずれの国の裁判所に訴えを提起するかを合意することができるとの規定があるように各国の国際民事訴訟法上の管轄合意に関する規定で認められている。

- 1) これまで、筆者は裁判管轄条項について当事者の合意の有無が争われた場合に、申し込み内容を実質的に変更するものとして扱われる条項であっても、必ずしも契約の成立を否定する方向で裁判管轄の不一致が根拠にされるわけではないという事例研究を行った。松永詩乃美「CISG19条3項における裁判管轄条項－判例の検討から（1～3完）」JCAジャーナル57巻2号2～6頁（2010年2月）、57巻3号（2010年3月）5～8頁、57巻4号（2010年4月）7～12頁。
- 2) 実質法上の書式の闘いについては日本においてもかなりの研究蓄積がある。曾野和明＝山手正史『国際売買法』（青林書院、1993年）93-9頁、川又良也「アメリカ統一商事法典2-207条について」京都大学 商法研究会『大隅先生還暦記念商事法の研究』（有斐閣・1968年）283～308頁、道田信一郎「国際取引」『現代法学全集52・現代の経済構造と法』（筑摩書房・1975年）、曾野和明「国際契約の成立」国際私法の争点（新版）126～127頁（有斐閣・1996年）、坂本正光「書式の争いの申込みに変更を加えた承諾の解釈について」明治学院論叢573号＝法学研究60号（1996年）169～222、柏木昇「国際売買契約と書式合戦」新堀聰編『国際商取引とリスクマネジメント』（同文館出版・2004年）17～32頁、石原全『約款による契約論』（信山社・2006年）167～329頁、松永詩乃美「国際契約の成立について－書式の闘いを中心に」帝塚山法学9号271～326頁（2005年）、松永詩乃美『国際契約における書式の闘い－実質法および国際私法の視点から』（帝塚山大学出版会・2009年）第2章、久保田隆「書式の闘い」を巡るKnock-out RuleとLast Shot Ruleについて（1）－債権法改正提案とウィーン売買条約（CISG）の比較－早稲田法学88巻2号341-348頁（2013年）、セレナ・フランコ「CISG一九条（申込みに変更を加えた承諾）における解釈対立：その原因に関する一考察」法学政治学論究 第127号（2020）35-60頁。

そこで、主張されている国の裁判管轄合意について当事者が合意していたかを判断する必要があるため、CISGが適用される事案ではCISGによって法廷地選択条項に関する契約の内容は何であったかとの問題に帰着することになるのであろう。一方で、CISG19条は、CISGの中では、第二部の「契約の成立」に関する規定の中に位置し、書式の闘いの文脈で言えば、申込みと承諾の契約条項に食い違いがあっても、承諾内容が申込み内容を実質的に変更するものでなければ承諾として扱い、契約を成立させる厳格な鏡像原則を修正する規定である（CISG19条2項）。そして、法廷地選択条項のような裁判管轄条項については申込み内容を実質的に変更するものである例として紛争解決条項をあげる19条3項の適用が検討され、当事者に争われている裁判管轄条項については合意がなかったと処理がなされてきた傾向が従来から多い。筆者は、このような事例を通して、CISG19条3項に掲載された契約条項については、この規定のみで直截に契約の成立を否定するならば、CISG19条2項の趣旨が損なわれてしまう問題意識から、各国の現実の裁判例は、事案に即して当事者の意思を丁寧に評価し、CISG19条3項のリストに該当するものであっても契約の成立を否定するだけではなく、契約の成立を認める柔軟な解釈をしていることを明らかにしてきた³⁾。

このような背景から、国際契約の成立それ自体について当事者が争っていたわけではなく、あくまで裁判管轄条項の合意の有無が問題となる場合において、CISG19条によって裁判管轄合意の有無を判断する解決法を条文の構造からどのように説明できるのかが、本稿の問題意識である。この問題意識について、筆者が過去に検討をしていた頃は、そもそも裁判管轄条項の合意の観点から検討をされた議論も、CISG19条に関する研究も多くはなかった。そのため、本稿では、比較的最近の裁判例や近年の研究を参照しながら課題等を得たい。そこで、まずCISG19条の規定と法廷地選択条項をめぐる書式の闘いに関するこれまでの議論を理解した上で、2022年のNew Excelsior, Inc. v. Amut Dolci Bielloni S.r.l.判決⁴⁾を取り上げ、約款に記載された法廷地選択条項が合意されていたかに関するCISG19条の適用に関する示唆を得た上で、この規定に関する最近の議論を見ることとする。

なお、約款について、日本の民法では、平成29年の民法改正により「定形約款」が民法548条の2から3箇条で規定がなされた。民法で定形約款が法律用語として登場するのはこれが初めてであり、それまで国際取引における約款については、標準契約条件（標準契約約款）や標準契約書、定型書式など様々な呼ばれ方があったが、本稿では混乱を避けるため民法に合わせて約款との表現を使用することとしたい。約款の定義についても、日本法上では定型約款は「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」（民法548条の2）と定義されており、国際契約における約款もそこから大きく違わない。国際取引法の研究者による論文では、「事業者によってあらかじめ定型化された契約条件の総体」⁵⁾と定義される。

3) 松永前掲書注(2)28～45頁

4) 2022 *Westlaw (WL)* 17095194, CISG-online 6122.

5) 小池未来「準拠法選択合意の成否と約款の組入れ－国際的な事業者間取引を取り巻く状況を中心に－」
富大経済論集第64巻2号113頁（2018年）。

II 法廷地選択条項の合意とCISG19条

CISGは、先述の通り当事者が定型約款の条項の一部について契約の内容となっていないなどと争った場合に、申し込み内容に変更等を加えた承諾について契約の成立を認めるのか、そうであるならばその契約内容は何かについて次のように19条で規定する。日本法で言うと、民法528条に相当する規定である。

CISG第19条【変更を加えた承諾】

- (1) 申し込みに対する承諾を意図する応答であって、追加、制限その他の変更を含むものは、当該申し込みの拒絶であるとともに、反対申込みとなる。
- (2) 申し込みに対する承諾を意図する応答は、追加的な又は異なる条件を含む場合であっても、当該条件が申し込みの内容を実質的に変更しないときは、申込者が不当に遅滞することなくその相違について口頭で異議を述べ、又はその旨の通知を発した場合を除くほか、承諾となる。申込者がそのような異議を述べない場合には、契約の内容は、申し込みの内容に承諾に含まれた変更を加えたものとする。
- (3) 追加的な又は異なる条件であって、特に、代金、支払、物品の品質若しくは数量、引渡しの場所若しくは時期、当事者の一方の相手方に対する責任の限度又は紛争解決に関するものは、申し込みの内容を実質的に変更するものとする。

この規定の法的な構造や趣旨の概略は以下のとおりである⁶⁾。従来から契約は申込みと承諾の内容が一致した場合に成立するとする鏡像原則が一般であった（CISG23条、18条2項）。そのことをCISG19条1項は前提とし、申し込み内容に対して変更などが含まれる承諾を意図する応答は、申込みの拒絶であり反対申込みだとする。しかし、申込みと承諾の内容が一致しない場合であっても、その些細な相違であっても契約の成立が否定されるため、とりわけ定型的・継続的に行われる企業間の売買取引で定型約款で契約を締結し履行がなされた場面に至るまで厳格な鏡像原則は問題である。そこで、CISG19条2項は、その食い違いのある承諾が申し込み内容を実質的に変更するものではない場合には、契約の成立を肯定し1項を修正することとしたのであった。

ここで、実質的な変更にあたるか否かをどのように判断するかが問題となるが、同条3項において「代金、支払、物品の品質若しくは数量、引渡しの場所若しくは時期、当事者の一方の相手方に対する責任の限度又は紛争解決に関するもの」がそれに当たりえるものとしてあげられている⁷⁾。これらのうちの多くは、契約の対象に関して重要な条件で当事者が交渉中から強く関心を持つ事項であり、主契約として記載するような条件である。しかし、CISG19条3項において挙げられた契約条項の一つである紛争解決条項はどうで

6) 詳しくは松永詩乃美「国際契約の成立について－書式の闘いを中心に」帝塚山法学9号271～326頁（2005年）を参照。

7) CISG19条3項の文言は、「とりわけ」（原文では*inter alia*）である。一見すると、ここに挙げられたものは必ず実質的な変更該当するとの規定に読めそうであるが、そうであるとりわけ、紛争解決に関するものに関しては、法選択条項や裁判管轄条項などについて書式の闘いの状態が非常に生じやすく、起草段階から議論となっていた（この立法経緯については、松永前掲書注(2)25～27頁を参照）。そのため学説でも、当初から関心を集めるどころであり、多くの学者はあくまで例示列举であると解釈している。

あろうか。典型的には準拠法条項や裁判管轄条項が想定されているが、紛争解決条項は当事者が約款を用いると予め裏面の小さな字で自社で記載していることも多いことから齟齬が生じやすい。そのため、紛争解決条項を杓子定規にCISG19条3項により実質的な変更として扱うと、実質的な変更にあたるかの判断から19条2項によらず1項の反対申込と扱われることで、契約の成立が否定してしまうことが多くなるとの懸念が生じるのであった⁸⁾。実際に、CISGの起草過程や、発効した頃の専門の研究者の議論を見ると、CISG19条3項の紛争解決条項には、この裁判管轄や準拠法条項が含まれる⁹⁾ように考えられており、これまでも、例えばChateau des Charmes Wines Ltd. v. Sabate USA Inc., 328 F.3d 528, 531 (9th Cir. 2003) のアメリカ裁判例のように、裁判管轄条項に関する事例においてCISG19条3項の実質的な変更にあたるものがある。ところが、この判例では、裁判管轄条項をめぐる争われた場合に19条3項を適用しながらも、契約の成立をそれでもって否定するものではなかった。この裁判実務の傾向は、CISG19条3項に挙げられているものは、実質的な変更となるものの例示列举であり、これらに該当する契約条件が当事者で異なっている場合全てを契約の成立を否定するとは限らないとの比較的古くからの学説の見解¹⁰⁾と一致する。

それでは、実質的な変更とはならない程度に当事者間で異なる契約条件がありながらも、CISG19条2項により、「契約の成立」が認められた場合に、契約の内容はどのようなものかが問題となる。この点については、CISG19条2項第2文が規定する。この規定によると、契約の内容は、申込みの内容に承諾に含まれた変更を加えたものとなり、簡潔にいうと契約締結時に最後に送付された書式の約款が契約内容となる。これは、CISGが書式の闘いの問題の契約内容確定方法のひとつであるlast-shot ruleを採用するものとして知られている。

このような規定のもと、裁判管轄条項について当事者で合意があったかについて問題になった場合に、CISG19条を適用してどのように解決されるのかについて、ノースカロライナ西部地区連邦地方裁判所により判決された2022年11月21日のNew Excelsior, Inc. v. Amut Dolci Bielloni S.r.l.判決を例に次章で検討する。

Ⅲ 裁判例

– New Excelsior, Inc. v. Amut Dolci Bielloni Srl, 2022 U.S. Dist. LEXIS 210161, 2022 WL 17095194¹¹⁾

8) 松永前掲書注(2)25頁。曾野＝山手前掲載書注(2)97頁。

9) 甲斐道太郎＝石田喜久雄＝田中英司『注釈国際統一売買法Ⅰ』（法律文化社・2000年）148頁〔山下登〕

10) 反証を許す推定（Rebuttable presumption）としても説明されている。Ulrich G Schroeter, ‘Article 19 CISG: Acceptance modifying the offer (including ‘battle of form’)’ in Schlechtriem & Shwenzer, Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) 5th edition, OXFORD (2022) at 464-467.

11) 2022 *Westlaw* (WL) 17095194, CISG-online 6122

1 事実の概要

売主（被告）商品包装のための印刷のためのフレキシ印刷機を製造するイタリアの会社であるAmut Dolci Bielloni Srlであり、買主（原告）は、アメリカ合衆国のノースカロライナ州法人New Excelsior, Inc.である。両当事者は、2～3か月交渉をして印刷機の売買契約を締結し、この契約を注文確認書（Order Confirmation；OC）に記載した。

被告の申し立ては、被告が原告に当該機械を販売することを合意した一般販売条件（General Sales Condition；GSC）に関するものである。このGSCには、本件契約に関する訴えはイタリアのミラノの管轄裁判所（competent Court）に提起されることを求める排他的法廷地選択条項（exclusive forum selection clause）が含まれていた。そして、GSCは、詳細販売見積書（Detailed Sales Quote；DSQ）のすべての版と原告が承諾した4版目のGSCを含めて原告に提出された4つのOCにおいて参照されて組み込まれていたことを被告が主張した。

被告は、排他的法廷地選択条項（exclusive forum selection clause）を含むGSCの特定の条件は、交渉全体を通じて「販売条件の要約（Abstract of Sale Conditions）」（以下、Abstractと略する）というタイトルの文書に詳細に記載されていたことを主張していた。そして被告によると、AbstractはDSQと4つのOCに添付されていた。Abstractとそれに組み込まれたGSCは、合計で5回にわたって原告とその代理人に引き渡された。

2016年1月7日、両当事者がフレキシ印刷機の最終価格955万ユーロで交渉した後、4版目のOCが原告に送られた。そして、2016年1月22日に、原告がそのOCの支払条件に従ってフレキシ印刷機について28万6,500ユーロの頭金を支払った際に、第4版のOCおよびGSCに同意し承諾したと被告は主張する。

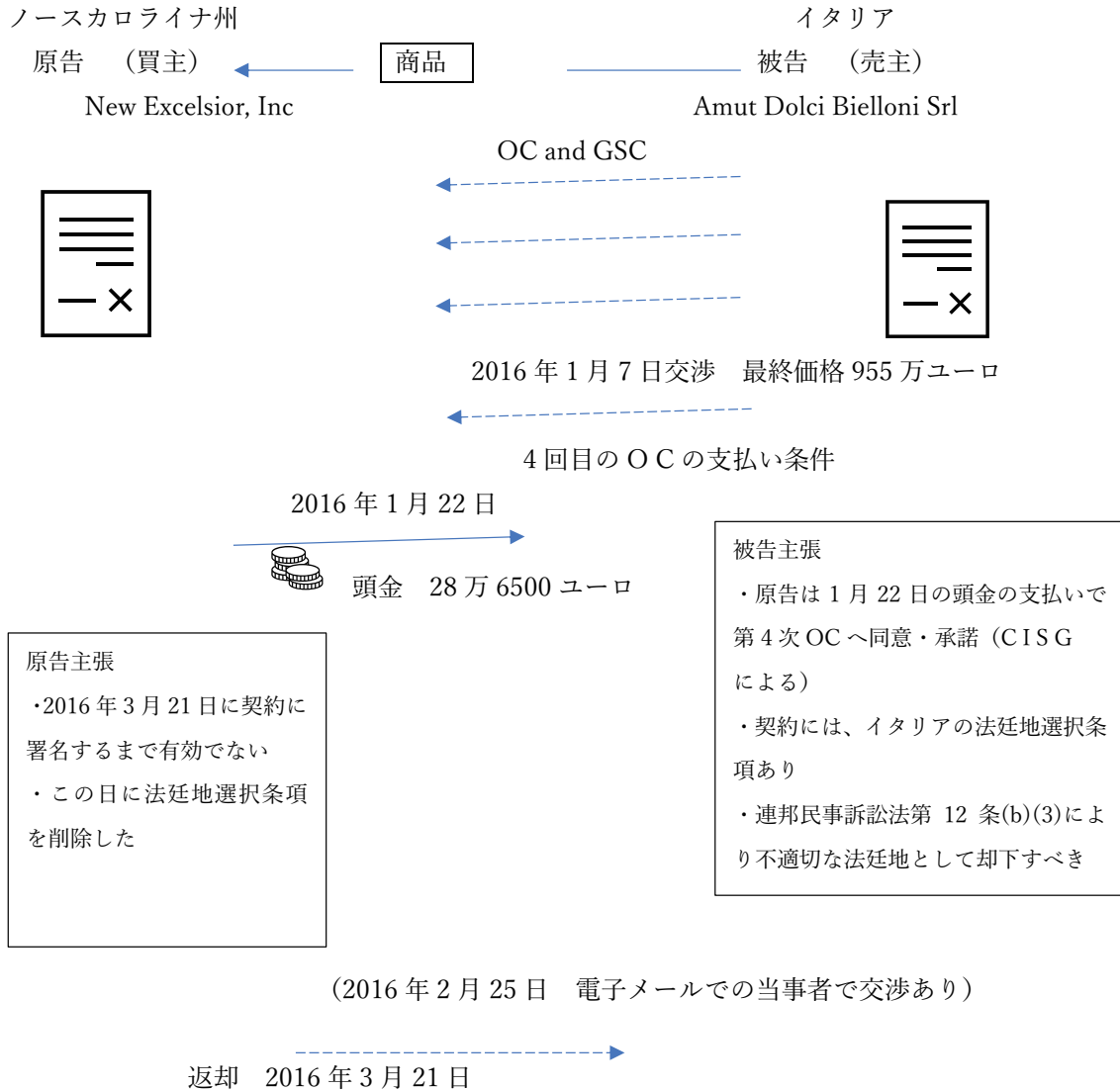
被告は、契約がいつ成立したか（そして契約成立時にどのような条件に合意したか）を決定するCISGの下で、一旦原告がフレキシ印刷機の購入価格について28万6,500ユーロの頭金の支払いを行った時点で、第4版のOCの条件に同意して承諾したことを主張する。そして、被告によれば、合意された契約には如何なる訴訟もイタリアで提起する旨の法廷地選択条項が含まれていたため、この訴訟は連邦民事訴訟規則第12条(b)(3)に基づき不適切な裁判地として却下されなければならない。

2016年1月7日の交渉にて、価格を955万ユーロで合意したのちに4番目のOCが送られ、そのOCの支払い条件に従って買主は頭金を支払った。被告の主張は、2016年2月21日に4版目のOC及びGSCに合意して契約が成立し、イタリアの排他的法廷地選択条項もそこに含まれていたと主張するが、原告は、契約が成立したのは3月21日でありその日に返送した書類から裁判管轄条項を削除しており、それに両当事者が署名したと主張する。そこで、本件売買契約ではイタリアの裁判管轄条項が合意されていたのかを争い、合意された契約には如何なる訴訟もイタリアで訴訟を提起することを求める法廷地選択条項が含まれていたため、この訴訟は連邦民事訴訟規則第12条(b)(3)に基づき不適切な裁判地として却下を被告が求めたものである。つまり、被告の主張をまとめると、イタリアを管轄とする法廷地選択条項が交渉中の契約の全てのOCの往復において含まれていたこと、法廷地選択条項を含む本契約は、原告が第4版のOCの支払条項にしたがってTELIAのために286,500ユーロの頭金の支払いを行った2016年1月22日に発効した。そして、原告は1月22日の頭金の支払いで第4版のOCへ同意・承諾した。よって、連邦民事訴訟規則第12条(b)(3)により

不適切な法廷地として却下すべきである。

一方、原告の主張は次の通りである。契約は両当事者が契約に署名した2016年3月21日までは効力を発しておらず、そしてその日に、イタリアの法廷地選択条項が削除されたのであった。あるいは、2016年の3月のそれ以前に有効な契約に合意したとしても、両当事者が法廷地選択条項の規定が省略されるように条項を修正したのだと主張する。

New Excelsior, Inc. v. Amut Dolci Bielloni S.r.l 事件 簡略図



2 争点

本件の争点は、当事者の上記の主張から、次の通りとなる。契約の成立時はいつか、そしてイタリアを法廷地とする裁判管轄条項が契約の内容となっているのか。当事者が争っている排他的法廷地選択条項は、CISG19条2項の実質性の要件を満たすのか。

3 裁判所の判断

(1) 結論

結論を先に述べると、イタリアの裁判管轄条項が契約の成立の時点で最終的な契約内容に含まれていなかったため、イタリアの裁判管轄の合意はなかった。仮に契約成立時にその管轄合意がなされていたとしても、CISG19条2項の実質的な変更にあたるかどうかにかかわらず、その条項については修正することができるため、当該裁判管轄条項は削除されたと言える。イタリアの専属的な法廷地選択条項は契約に含まれていない。被告のアメリカの連邦地裁の裁判が不適当であり申し立て却下した。

(2) CISGの適用の有無

本件における両当事者は皆、国連国際物品売買条約（CISG）の締約国に所在する。それゆえ、CISGが本訴訟を支配する（CISG1条(1)(a)）。

その上、CISGは、本件売買契約の成立を支配する（CISG4条、100条(1)も参照）（本条約は第1条(1)(a)に規定する双方の締約国又は同条(1)(b)に規定する締約国についてこの条約の効力が生じた日以後に契約を締結するための申入れがなされた場合に限り、その契約の成立について適用する。）。したがって、規則12(b)(3)の不適切な裁判地を理由とする却下申し立ての基準を用いて、当事者が法廷地選択条項を含む契約を締結したかどうかを判断するためにCISGが適用されなければならない。

(3) CISGによる契約の成立時期について

CISGは、当該法廷地選択条項が当事者の契約の一部となったかどうか、またそれがいつであったかを支配する。この問題に対する答えは、契約が成立したとき、すなわち両当事者が彼らの合意に拘束された時であるということになる。CISGに基づいて、「売買契約は、書面によって締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。」（CISG11条）。ある申し入れは、「十分に確定し、かつ、承諾があるときは拘束されるとの申し入れをした者の意思が示されている場合には、申込みとなる。」（CISG14条(1)）。CISG14条はさらに、「申し入れは、物品を示し、並びに明示的又は黙示的に、その数量及び代金を定め、又はそれらの決定方法について規定している場合には、十分に確定しているものとする」と規定する。したがって、販売見積書（sales quote）は、製品を組み立てる価格を述べ、製品の数量を決定するための規定を修正または作成し、生産の予定を述べ、製造された製品に関する詳細を提供する場合に、CISGの下で申込みを構成するのに十分明確である¹²⁾。

法廷地選択条項がCISGに基づいて契約が成立する前に組み込まれたような場合（例えば、後に承諾された申込か反対申込の一部のように）、これまでの裁判所は当事者の同意

12) Chateau des Charmes Wines Ltd. v. Sabate USA Inc., 328 F.3d 528, 531 (9th Cir. 2003)（当事者が商品、数量、価格に関して口頭で十分に合意した場合に、拘束力のある契約があると判示した事例）；Eason Automation Sys., Inc. v. Thyssenkrupp Fabco, Corp., No. 06-14553, 2008 WL 1901236, at *2 (E.D.Mich. Apr. 25, 2008)（建設機械の価格、引渡日、生産スケジュール、製造予定の製品の詳細を記載した見積書は「CISGに基づく申込を構成するのに十分明確」であり、「契約は被告の口頭同意に基づいて形成され」、そして、原告が機械の作業を開始する必要があると示す被告の口頭の合意に基づいて契約は成立したと結論付けた。）

した契約の一部となるとみなした¹³⁾。しかしながら、CISGの下では、異なる標準契約条件での承諾は、実際には承諾とはならず、むしろ拒絶であり反対申込みである¹⁴⁾。

・本裁判所は、2016年3月21日に署名する以前の当事者の取引過程から、当該契約がその日付まで発効せず、そしてその日付の標準契約条件にイタリアの法廷地選択条項は含まれないことを判示する。なぜなら、被告が2016年2月25日に最終文書に署名されるまで当該機械を船積みしないということを述べていたことを示す証拠が原告により提示され、両当事者は文書化された取引条件が存在するとしても合意していなかった。そして、被告の従業員Matteo Spinolaは原告に対し、契約の手続きを進めるために署名入りの書面を要求した。原告は、Spinola氏の電子メールにより、両当事者が最終文書を作成するまで機械を出荷しないことが明らかだと主張する。原告は頭金として分類できる支払いを2回行った（2回目の支払いは商品価格の65%であった）と主張しているが、2016年2月よりずっと後になるまで最終的な支払の引受（acceptance payment）を行わなかった。

さらに、被告の添付書類（exhibits）から、2月25日と26日に両当事者がまだ未解決の重要な詳細（New Excelsior側からの電子メールで、機械の特定の部位の写真や実際の測定値を入手できるかということを探ねられていた）について話し合っていたことが示されていると原告は主張している。

両当事者のその後の電子メールのやりとりは次の通りである。原告の従業員であるDave Moorcroftは、被告に書面を送り返した。そしてその書面において、Moorcroftは、全ページにわたって買主の下に署名をした。ただし、最後の頁は承諾の下に署名した。被告の従業員であるSpinolaは、その書面にカウンターサインをし、2016年3月21日に被告のNicholas DimopolousによってMoorcroftに返送された。両当事者の書面は、イタリアの法廷地選択条項を含んでおらず、被告はイタリアの法廷地選択条項を除いて要求していた書面を受け取った。受領後直ちに、被告は、省略されたイタリアの法廷地選択条項を持ち出すことなく、すべてのページにカウンターサインをしている。そして、そのときになって初めて、被告は機械を解体して木箱に入れ、出荷の手続を開始した。この機械は2016年5月か6月頃にノースカロライナ州に送られた。

(4) イタリアの裁判所を管轄とする排他的法廷地選択条項の有無

以上より、裁判所は契約の成立の日付を2016年3月21日であるとした。それでは、当事者はイタリアで裁判管轄合意をしていたのか。以下のように裁判所は述べる。「ここで、両当事者が2016年3月21日に契約に署名したとき、原告が返送した版には問題の法廷地選択条項が含まれていなかったことに議論の余地はない。実際に、原告は意図的に法廷地選

13) *Allied Dynamics Corp. v. Kennametal, Inc.*, 965 F. Supp. 2d 276, 299 (E.D.N.Y.2013); *Solae, LLC v. Hershey Can., Inc.*, 557 F. Supp. 2d 452, 458 (D.Del.2008)

14) *VLM Food Trading Int'l, Inc. v. Ill. Trading Co.*, 811 F.3d 247, 251 (7th Cir. 2016) ; *Roser Techs., Inc. v. Carl Schreiber GmbH*, No.11-302, 2013 WL 4852314, at 5 (W.D.Pa. Sept.10, 2013) は、CISGの下では、異なる標準契約条件での承諾は実際には承諾ではなく、反対申込であるとした。そして、*Norfolk S.Ry. Co. v. Power Source Supply, Inc.*, No.06-58, 2008 WL 2884102, at 6-7 (W.D.Pa. July 25, 2008) は、注文書が申込の条件を実質的にに変更した後に送付された販売請求書が、CISG第19条に基づく申込の拒絶および反対申込に相当することを判示した。

択条項を削除していたのであった。そして、被告はこの削除された条項に気づかなかったか、またはそれに気づいたがそれについて原告に何も言わなかった。とにかく、法廷地選択条項は、両当事者が3月21日に署名した最終契約には含まれていなかった。したがって、問題となっている法廷地選択条項は、原告に対して拘束力を有さない」。

さらに裁判所は、たとえ両当事者が3月の日付より前に強制力のある契約に合意していたとしても、当事者は裁判地の規定が本契約から省略されるように条件を変更したという原告の意見に同意する。

原告が指摘しているように、CISGを解釈したこれまでの裁判所は、当事者が申込や反対申込など共に文書を交換する場合、CISGの下では統一商法典と同様の「書式の闘い」が存在することを判示した¹⁵⁾。ただし、CISGは契約の成立と修正の両方においてそれほど手続を求めない (less formality)¹⁶⁾。変更は、追加の検討を行うことなく、合意に基づいて行うことができる¹⁷⁾。

加えて、一方の当事者の相手方当事者に対する責任の範囲または紛争の解決に関連する条項は、CISG19条2項に基づく契約を実質的に変更する。Belcher-Robinson判決¹⁸⁾によると、CISGは、法廷地選択条項がこの実質性の要件を満たすかどうかについて規定していない。法廷地選択条項がCISGの下で実質的であると考えられるかどうかにかかわらず、結果は同じである。すなわち、法廷地選択条項が実質的なものではない場合、当事者は契約が成立した後に伝統的な書式の闘いを通して実質的ではない条件を変更することができるのである。ここで、2016年3月に、両当事者は法廷地選択条項を含まない文書に署名することで実質的ではない条件を変更した。法廷地選択条項が実質的であると仮定しても、CISGの下で当事者は契約を以前の見積書または申込に含まれた法廷地選択条項を削除するように変更するかもしれない。たとえ以前の申込に法廷地選択条項が含まれており、契約が2016年3月21日より前に成立したとしても、当事者は2016年3月21日に裁判管轄条項を削除するために契約を修正した。したがって、裁判所は、たとえ以前の申込に法廷地選択条項が含まれていて、契約が2016年3月21日より前に成立されたとしても、当事者は2016年3月21日に法廷地選択条項を削除するために契約を修正したと判示する。

上記の理由により、裁判所は、本件で問題となっている契約書には、当事者にイタリアの裁判所を管轄とする法廷地選択条項が含まれていなかったと判示した。したがって、裁判所は被告の却下申立てを却下することになる。

15) Zodiac Seats US, LLC v. Synergy Aerospace Corp., 4:17- cv-410, 2020 WL 1703572, at 12-13 (E.D. Tex. April 8, 2020)

16) Id.

17) 前掲注(15)のZodiac Seats事件において、CISG29条1項が契約は、当事者の合意のみによって変更し、又は終了させることができる旨を認めていることが根拠にされていた。

18) Belcher-Robinson, L.L.C. v. Linamar Corp., 699 F. Supp. 2d at 1336-37 (M.D. Ala. 2010).

IV 検討

1 判決の立場の整理と問題点

本件では、当初複数回にわたって送付された確認書においてイタリアの裁判所で裁判をする旨の専属的裁判管轄条項が本件契約の内容になっていたのが争われた。もしその専属的法廷地選択条項があるならば、連邦民事訴訟規則に基づき、不適切な法廷であるとして訴えを却下することになるため、その裁判管轄条項が契約の内容となっていたのかは非常に重要であった。そして、裁判所は、その専属的裁判管轄条項の存否を判断するためにCISGによって契約がいつ成立したのかを決定し、その成立時点で契約内容に当該イタリアの裁判所を管轄とする排他的法廷地選択条項が含まれていなかったと結論づけた。

通常、法廷地選択条項に関してCISG19条が問題となる場合、法廷地選択条項が同条3項に列挙された紛争解決条項に該当するために、同条2項の実質的な変更にあたるとしてその合意がなされなかったと結論づけることが多く、本来の契約成否に関わる規定であるCISG19条全体の構造からすると、このように法廷地選択条項のみの合意を否定することはどのように説明できるかが問題となる。これに対して、本裁判所では、従来のような実質性に関する検討ではなく、法廷地選択条項がCISG19条2項の実質性の要件を満たすかどうかについて規定をしていないとの先例を引用しながら、今回の裁判管轄条項を3月21日に送付された書面から削除したことが実質的な変更にあたるかを判断することを避けた。ところが、本判決が引用した*Belcher-Robinson, L.L.C. v. Linamar Corp.*, 判決は、「裁判管轄条項が申込みを実質的に変更するかどうかは明確に識別していない」としながらも、「『一方当事者の他方当事者に対する責任の範囲または紛争の解決』に『関連する』条件は、申込み条件を大幅に変更する（CISG19条3項）。CISGに挙げられている実質的な変更となる条件のリストは非独占的（non-exclusive）である。そのリストの非独占的な性質と、裁判管轄条項が紛争の解決に関連しているという合理的な議論は法廷地選択条項がCISGの下で申込みを実質的に変更する可能性があることを示している。」¹⁹⁾として、法廷地選択条項の実質的な変更になるかの問題そのものについて考慮し、その可能性を認めて判決を下していた。本件は、おそらく引用元の最初の部分のみを採用して、CISG19条が本稿の問題について法の欠缺がある旨から、結論としては、当該法廷地選択条項が契約成立時には契約に削除されていたとして、その管轄合意を否定した。CISG19条3項との関係で法廷地選択条項が実質的な変更にあたるのかの問題に向き合うべきであった。

いずれにしても、まず、裁判所が認定したのは本件の契約の成立の時期である。裁判所は、契約が成立したのは3月21日であり、両当事者がカウンターサインした書類の条件が契約の内容になると考えた。そして、その時点での書類には原告である買主側により意図的にイタリアの裁判管轄条項を削除されていたため、売主が主張するイタリアの裁判所を裁判管轄として合意されていなかったということになる。売主はそれを受け取ってすぐ署名をし、売買の対象商品である機械の分解と梱包を行っているが、この判決文から推察するに、当該裁判管轄条項が買主によって削除されたことに気付いていなかったのかもしれ

19) 699 F.Supp. 2d 1329, at 1336.

ない。ビジネスの世界では契約書の細かな部分にまで目を通しておくべきであろうが、相手方に気づかれないように契約条件を修正をするような、いわば不意打ちのような状況であった場合にもそのように言えるのが疑問である。

さらに、買主が前金を1月22日に支払っているため、裁判所は、3月21日以前に契約が成立していた可能性について、すなわち、それによりイタリアの裁判管轄条項が契約の一部であったかどうかについても言及していた。裁判所は、CISGの下では、契約が成立した後であっても、契約条項の修正等について追加の検討を行わなくとも合意で修正できることを、Zodiac Seats US, LLC v. Synergy Aerospace Corp²⁰⁾判決を引用しながら指摘した。本件においてその根拠条文を具体的には示されていなかったが、Zodiac Seats US, LLC v. Synergy Aerospace Corp判決自体が根拠としてあげるのはCISG29条であった。そして、実際に本件においても、仮に3月21日より以前に契約が成立し、イタリアの裁判所を管轄とする法廷地選択条項が契約の内容に含まれるとしても、イタリアの裁判管轄条項を省略する形に修正されていたのだと判示したが、このような契約条件の修正はCISG29条を適用したとしても、後に容易にできる。すなわち、判決の考え方によると、契約成立後であっても契約条項の修正は単なる合意で可能であり、容易に認める。しかし、CISG29条による契約の内容の変更は、契約が成立した時点での当事者の合意した契約内容を確定しているにもかかわらずなされるものであり、文言上、「当事者の合意のみによって変更」することが可能であるとしても、あくまで両当事者が合意できていなければならず、相手方にその通知をせず不意打ちのように変更するならば、それは真実の合意とは言えない。おそらく相手方が当該条項を削除する修正を知るならば、異議を唱えるのではないだろうか。例えば、ユニドロワ国際商事契約法原則2.1.20条は不意打ち条項の効力を否定する。また、学説でも、契約成立後の契約内容の変更の内容が相手方の立場に不利なものであることを考えると、そのような条項の遅れた組み込みに相手方当事者の同意を得るのは難しいとの指摘がある²¹⁾。

2 法廷地選択条項をめぐる書式の闘いとCISG19条におけるknock-out ruleによる処理の可能性

法廷地選択条項がCISG19条3項に挙げられた紛争解決条項に該当すると一般には考えられていると思われる。そして、その紛争解決条項が、規定通りに19条2項の実質的変更にあたると常に言えるかについては従来から疑問も投げかけられているが、19条2項と3項の構成上は、実質的変更にあたるものとなっている。このような中で、本判決では、すでに整理した通り、裁判管轄条項がCISG19条3項の紛争解決条項として実質的変更にあたるかが明らかでないため、この実質的変更にあたるかどうかの検討を判決中では避けたが、結論としては、契約成立時に問題の法廷地選択条項が削除されたか、契約成立後に当該条項を削除して契約内容を変更したため、法廷地選択条項は合意されていなかったとしている。それ以前の同種の裁判例では、法廷地選択条項が端的にCISG19条3項により実質的な変更

20) supra note 15.

21) See supra note 10 at 466.

であると判示されている²²⁾。本判決とその他の判例では結論に至る論理は異なるが、契約の成立を否定せず、法廷地選択条項のみの合意を否定する点は、共通する。この結論を見ると、書式の闘いの局面において契約の成立を肯定する場合の契約内容の決定方法として、両当事者で共通す内容のみを契約の内容とするknock-out ruleの考え方による解決と同じに思える。しかし、CISG19条2項における契約内容の決定方法は、文言上last-shot ruleなのである。

ところで、CISG19条は、大枠としては契約の成立に関する規定であるところ、CISG19条3項が裁判管轄条項や仲裁条項のような紛争解決条項の合意の有無について争われるケースで当事者が契約の成立そのものを争ったものは、現時点で見限らない。そして、そのようなCISGが適用される裁判例で契約の成立を否定したものはこれまでのところなかった。本稿で取り上げた紛争解決条項だけでなく、いわゆる主契約に該当する品質や価格に関する条件についても事案によっては契約の成立を否定せず、裁判実務が契約の成否については当事者の意思を尊重し柔軟な条文の解釈適用が各国の判例でなされてきたことと、そしてCISG19条3項に掲げられた契約条件は解釈上例示列举に過ぎないとする通説と裁判実務は一致していると思われる²³⁾。しかし、特に本稿が検討する紛争解決条項の合意の問題に着目して裁判例を見ると、契約の成立の問題とは独立して、裁判管轄条項の合意の有無のみを判断する判例をCISG19条2項及び3項の構造からして理論的に妥当と言えるのかについてこれまで学説による検討はなされて来なかった。契約の成立に関する規定であるだけでなく、CISG19条は両当事者の約款の食い違いのある部分が実質的変更にあたらない場合に、契約の内容の確定方法としてlast shot ruleを採用するものの、紛争解決条項の書式の闘いの観点からすると、紛争解決条項が異なっているが契約の成立を否定するほど実質的な部分ではなく契約を成立するが、紛争解決条項については合意がなく空白となると言うknock-out ruleによった場合の結論と同じに見えるのである。

一方、比較的最近は、CISGの統一的な解釈、適用のための議論が蓄積されつつある。その中でも学者による団体のCISG諮問会議であるCISG Advisory Council (CISG-AC)が各国の裁判例や仲裁判断例、そして学説を参考にして作成した意見書のOpinion No.13でBlack Letter Rulesに関するルールや解説が2013年に公表され、そこでも、knock-out ruleが支持されている²⁴⁾。さらに、CISG-ACのOpinion no.13だけでなく、海外の研究ではCISGにおける書式の闘いとしてknock-out ruleが好ましいとの主張が有力である²⁵⁾。周知の通り、ユニドロワ国際商事契約法原則は書式の闘いに関して2.1.22条においてknock-out ruleを採用するがその他にもCISGが採択された後のモデルローではこの考え方が採用され、現時点で書式の闘いの処理としてknock-out ruleが主流となっている。また、CISG

22) See supra note 22.

23) 松永前掲書注(2)23-45頁、松永前掲注(1)論文。

24) CISG-AC, Op 13 Eiselen, Rule 10 with Comments 10.1 *et seq*, *IHR* 2014, 34, 42 *et seq*
この解決によるとすれば、knock-outされて空白となった契約条件の補充はCISGまたは準拠法による(CISG7条2項)。See supra note 24 at 464.

25) Ulrich G Schroeter, 'Article 19 CISG : Acceptance modifying the offer (including 'battle of form')' in SCHLECHTRIEM & SHWENZER, COMMENTARY ON THE UN CONVENTION ON THE INTERNATIONAL SALE OF GOODS (CISG) fifth edition, OXFORD (2022).

を自ら作成した国連国際商取引委員会（UNCITRAL）が2007年7月に開催された第40会期総会において、CISGの規律する事項についてCISGにおいて明示的に解決されていない場合には、ユニドロワ国際商事契約法原則を参照することを推奨²⁶⁾している。これは、CISG自身も7条2項において、「この条約が規律する事項に関する問題であって、この条約において明示的に解決されていないものについては、この条約の基礎をなす一般原則に従い……解決する」ことを規定することを契機とした解釈である。ユニドロワ原則は、前文において、「本原則は、国際商事契約のための一般的準則を定めるものであり」としており、CISGの基礎を成す一般原則としてknock-out ruleを採用するユニドロワ原則2.1.22条適用することが条文からも解釈可能だろう。CISGを作成したUNCITRAL自らがユニドロワ原則による補充を勧めるなどのCISGの解釈適用の積み重ねが、CISG-ACの意見や海外の研究者に影響を与えたのではないだろうか。

それでは、上述のCISG-AC no.13の「CISGのもとでの約款の組入れ」に関して、書式の闘いについてのみ簡潔に紹介しておこう。Rule 10は次のように述べる。「両当事者が標準契約条件を組み込み、そしてそれらの条件を除いて合意に達しようとする場合、契約は、交渉された契約及び実質的に共通する標準契約条件に基づいて締結される。ただし、一方の当事者が事前または、不当に遅滞なく契約のその標準契約条件に基づく締結に異議を明らかに示す場合にはこの限りではない」。このルールは、まさにknock-out ruleをCISG-ACが支持しCISGの事案においてもこの解決によるべきだと考えていることが分かる。確かに、CISG19条2項は、last shot ruleを明文で定めるものであるが、CISG-ACは、次のように問題点を指摘する。すなわち、「このルール（Rule 10）は、競合する2つの標準契約条件間の任意の選択（arbitrary choice）を無効にし、代わりに両方に共通する要素のみを使用する。これは双方の実際の意思（the actual intention of both parties）と一致するのである。Last shot ruleは、第19条の厳密な文字通りの解釈に従っているように見えるが、多くの場合、ランダムであり、カズイスティックで、不公平で、当事者にとって予測するのが非常に困難な結果をもたらす」²⁷⁾。

このように、書式の闘いにおける契約内容の確定方法として近年はlast shot ruleが否定的に見られている。しかし一方で、knock-out ruleによるべきだと言う見解は、同条の規定上解釈可能であるか。これについては、既述の通り、CISG7条2項によるCISGの基礎にある一般原則としてユニドロワ原則の適用をUNCITRALが推奨していることや、CISG-ACによるknock-out ruleへの支持もある。また、条文上の根拠としてCISG6条に依拠して標準契約約款中の当事者で食い違いのあるケースの契約内容の確定方法としてCISG19条の適用を排除しknock-out ruleを支持する見解²⁸⁾もあり、参考になると思われる。それによると、契約の成立を妨げることになる第19条を当事者自治の観点から当事者がCISG6条により排斥していると解釈をする。そして、第19条の排斥は特定の方式を必要とせず、黙示的になされるとされ、「必要なのは、ボイラープレート条項が矛盾するというかなり

26) 曾野裕夫「CISGにおける契約の成立と解釈に関する規律」民商法雑誌138巻1号3頁。

27) See, supra note 25 (CISG-AC) at 21-22.

28) See supra note 10 at 471.

特殊な状況に対処するために意図されたものではない第19条の任意規定（default rule）によって制限されないという共通の意図を当事者が何らかの形で表明することだけである。著者の見解では、商業の現実、そのような共通の意図が例外ではなくルールであるという仮定を裏付けている。契約の成立過程において当事者が異なる標準条件を使用する場合、この第19条が契約の妨げになる限り、通常、当事者が第19条の適用を排除（derogation）していると推定できる。通常、契約を締結することに対する当事者の利益は、取引の遂行を犠牲にして彼ら自身の標準契約約款を強制することに対する当事者の利益よりも強いからである。」²⁹⁾そして、この最後の学説の解釈手法は契約成立そのものについてはCISGの規定により、契約内容の確定方法については、書式の闘いの事案については法の欠缺があると考ええる見方であるように思われる。つまり、当事者が標準契約約款を用いて契約を締結したが法廷地選択条項について当事者で不一致となるケースについて、CISG19条2項によっても契約が成立すると判断される場合には、その法廷地選択条項以外が契約内容となるとの結論が導かれ、knock-out ruleによる解決がなされるというのが、学説上も、裁判実務上も結論に到る論理について違いがあるものの解決のあり方としては概ね一致する。

V おわりに

CISG19条は、両当事者が標準契約約款を用いて契約を締結し、その中で当事者間で食い違いのある部分について争われるような書式の闘いであってもそれが実質的な変更にあたかなければ契約は成立し、食い違いのある部分を含め契約内容をどうするのかについて、規定上はlast shot ruleを示す規定であると言われている。そして、とりわけ当事者間で異なって争われる紛争解決条項については、CISG19条3項の規定により申し込み内容を実質的に変更するものとして挙げられているものの、現実にもこのことをもって契約の成立を否定することは、判例を見る限り基本的にはない。つまり、裁判管轄条項の合意を巡って争ったとしても、世界の判例は契約の成立を否定はしてこなかった。このことからCISGの適用事案において、紛争解決条項については、当事者が争っていた場合、その管轄合意が否定されることはあっても、契約の成立を否定するものとして申し込み内容を根幹から揺るがすものとして捉えられてはこなかったという実務の実績があると言えるのであろう。すなわち、契約の成立の問題という観点から見ると、CISG19条3項の紛争解決条項については、契約の成否との観点では実際には契約の成立を否定するほどの実質的な変更には当たらないとしているのと同じだと思われる。他の種類の契約条項と異なり、法廷地選択条項をめぐる書式の闘いはあたかも主契約とは別の独立した管轄合意のみに焦点を当てた合意の有無の問題のように裁判で処理されているようにも見えるが、CISG19条全体の条文の構成からすると、本来は契約の成立の問題と関わるはずであり、契約を締結すること、契約の重要な条件については合意できているが、あくまで法廷地選択条項については当事者間で食い違っているため、法廷地選択条項については契約の内容とならないと言う結論になり、結果としてknock-out ruleによる解決と同様であるとの認識に至った。

29) Ibid.

いわゆるlast-shot ruleは、最後に送付した書式を契約の内容とするものであり、何度も約款を交換し交渉が進められ、ある時点で一方当事者が履行したなどの場合に、どの時点で契約が成立していたかを特定し、その時点で最後の約款が契約内容となる。そのため、契約内容が偶然に左右されたり、一方当事者の約款で契約内容とするため、その相手方からすると意思を擬制されたようなものとなり、問題点も少なくない。CISG19条2項及び3項についてknock-out ruleでの解決をすることで、契約の成立や内容確定の問題について、当事者が合意したものは何かを中心に据えて検討することができ、当事者の契約に関する真実の意思に即した解決が可能となるだろう。そして、その際の条約の規定上の根拠としては、CISG6条により、当事者が法廷地選択条項の食い違いについては、19条2項後段のlast-shot ruleを排斥する意思が両当事者にあり、当事者で争いのあるこの条項についてはCISG7条2項等によりknock-out ruleによると解することで、法廷地選択条項と書式の闘いにおいて、現実の国際売買契約の内容が当事者の意思がよく反映されたものとなり、また理論面での説得的な説明が可能になってくるように思われる。

本稿では、CISGが適用される国際物品売買契約において法廷地選択条項のような裁判管轄条項をめぐって当事者の約款で異なる場合の書式の闘いの解決法として、knock-out ruleによるべき旨の解釈を提示した。その上で、CISG19条2項により契約が成立するあらゆる事案に対応できるものなのか、あるいは事案ごとに解釈がなされるべきなのかについて問題となると思われる。これらについては今後の課題としたい。